

# 社会福祉法人すはま会 実務者研修校（通信課程）学則

## 第1章 総則

（目的）

### 第1条

社会福祉法人すはま会は、ミッション（「喜びと安心のサポートによる幸福感の創造」）、理念（「福祉の力で人を育み、地域を創り、未来を拓く」）を掲げ、基本方針（「その利用者の尊厳ある暮らしと命を守るために。」）を定めています。

この法人の目的に沿って、実務者研修校（通信課程）（以下、「本校」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（名称）

### 第2条

研修の名称は、社会福祉法人すはま会 実務者研修講座（以下、「本講座」という。）と称する。

（位置・問い合わせ）

### 第3条

本校は、茨城県鹿嶋市平井1350番地441に置く。

本部は、茨城県鹿嶋市平井1350番地39に置く。学校長 小岩井雅彦

問い合わせは、社会福祉法人すはま会 実務者研修事務局

担当：鈴木 純子 Tel 0299-82-9080

## 第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

(研修期間、定員及び対象地域)

### 第4条

本講座の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	学級数	対象地域
無資格 6月 (有資格および研修修了) 訪問介護員養成研修 1級課程 1月 訪問介護員養成研修 2級課程 4月 介護職員初任者研修 4月 訪問介護員養成研修 3級課程 6月 介護職員基礎研修課程 1月 認知症介護実践者研修 6月 喀痰吸引等研修 6月	20名	4学級	茨城県鹿行地域、千葉県香取市、成田市近隣地域

(入学及び修了の時期)

### 第5条

本講座の入学時期は、毎年4月、7月、8月、10月の1日とし、修了時期は、入学時期の6月後の末日とする。ただし、以下の有資格者、研修修了者は下記のとおり、修了時期を短縮することができる。

- ・訪問介護員養成研修 1級課程 1月
- ・訪問介護員養成研修 2級課程 4月
- ・介護職員初任者研修 4月
- ・訪問介護員養成研修 3級課程 6月
- ・介護職員基礎研修課程 1月
- ・認知症介護実践者研修 6月
- ・喀痰吸引等研修 6月

(在籍期間の延長)

#### 第6条

在籍期間が所定の修了期限を超える場合には、期間延長の手続きをとり、校長の許可を得なければならない。

(休業日)

#### 第7条

休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に定める休日（面接授業日を除く。）
- 二 前項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

#### 第8条

本校の教育は、通信制により行う。

- 2、本講座の教育課程及び授業時間（実時間）数は、別表のとおりとする。

(授業方法)

#### 第9条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業やe-ラーニングにより行う。

- 2、面接授業は、軽費老人ホームニュー鹿島付属給食施設2階研修室において行う。

(印刷教材による授業)

#### 第10条

受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

- 2、受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

#### 第11条

面接授業は、第8条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

- 2、面接授業期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。

3、面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(履修免除)

#### 第12条

介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年1月4日社援基1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」の別添1のとおり履修を免除することができる。

### 第4章 教職員組織

(教職員組織)

#### 第13条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 学校長 1名
- 二 専任教員 1名以上
- 三 非常勤講師 1名以上
- 四 事務職員 1名以上

(教員会議)

#### 第14条

本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

- 2、教員会議は、学校長が召集し、その議長になる。
- 3、教員会議は、次の事項について審議する。
  - 一 教育課程の編成に関する事項
  - 二 受講生の募集に関する事項
  - 三 受講生の修了に関する事項
  - 四 受講生の自主退学・除籍に関する事項
  - 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
  - 六 教員の選考に関する事項
  - 七 その他必要と認める事項

### 第5章 受講資格、入学手続、受講許可及び除籍、自主退学

(受講資格)

#### 第15条

本講座を受講することができる者は、介護福祉士の国家資格取得のため、また、介護職員としてより深い知識や技術の獲得を目指す者とする。

(受講許可および入学手続)

#### 第16条

本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付し、入学に必要な資格証や研修修了証を提出、本人確認の身分証の確認の手続完了後に、校長は受講決定通知を発行し受講を許可する。

(自主退学及び除籍)

#### 第17条

自己都合により退学の意思のある者は、退学願いにより教員会議の議を経て、校長が認めるものとする。

2、次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、校長が除籍する。

- 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- 二 面接授業をすべて無断欠席した者
- 三 死亡の届出があった者

(休学及び復学)

#### 第18条

疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は、休学願いを提出し、校長の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは医師の診断書を提出しなければならない。休学の期間は修了予定の次の6ヶ月間とする。

2、休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願いを提出し校長の許可を得なければならない。

### 第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

#### 第19条

校長は、第8条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2、レポートの成績評価は、各100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。

3、教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。

4、レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は面接授業の再履修を認めることができ。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。

5、所定の修了期限内に不合格になった場合も引き続き、前項に定めるレポートの再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。この場合においては、学校長の許可を得なければならない。

(修了)

## 第20条

本講座に6ヶ月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

修了時期短縮を認められる有資格者や研修修了者は、1ヶ月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

## 第21条

前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

## 第7章 賞罰

(表彰)

## 第22条

成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、学校長が表彰することがある。

(懲戒)

## 第23条

本校の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、学校長が懲戒する。

2、前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。

3、前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがない者

- 二 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 三 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者

## 第8章 受講料

(受講料)

### 第24条

本講座の受講料は、次の通りとする。

無資格および修了研修	金額（税抜）
無資格（450時間）	116,000円
訪問介護員養成研修2級課程（320時間）	98,000円
介護職員初任者研修（320時間）	98,000円
訪問介護員養成研修1級課程（95時間）	56,000円
介護職員基礎研修課程（50時間）	39,000円
訪問介護員養成研修3級課程（420時間）	106,000円
認知症介護実践者研修（420時間）	106,000円
喀痰吸引等研修（400時間）	106,000円

(受講料の返還)

### 第25条

既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

## 第9章 條則

(学則の改廃)

### 第26条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

### 第27条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

## 附則

この学則は、平成30年 8月 1日から施行する。